船橋市教育委員会会議4月定例会会議録

1. 日 時 平成28年4月20日(水) 開 会 午前10時00分 閉 会 午後 0時30分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員	委員	員 長			鎌	田	元	弘
	委員長職務代理者				佐	藤	秀	樹
	委		員		石	坂	展	代
	委		員		鳥	海	正	明
	教	育	長		松	本	文	化

孝 4. 出席職員 教育次長 秋 山 管理部長 原 П 正人 学校教育部長 田 康夫 棚 宏 男 生涯学習部長 佐 藤 良 平 管理部参事兼施設課長 小 川 真 司 学校教育部参事兼保健体育課長 向 笠 学校教育部参事兼総合教育センター所長 秋 元 大 輔 生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀昭 教育総務課長 度 会 益己 道広 学務課長 井 筒 指導課長 楠 欣 也 尾 社会教育課長 野 史 靖 生涯スポーツ課長 中 進一 田 中央図書館長 子 昌 利 金 中央公民館長 塙 和博 西部公民館長 新 宮 秀則 北部公民館長 根本 肇 高根台公民館長 髙 橋 達 文化課長補佐 松 田 修 中央図書館長補佐 小 川 延 子

智 久

亀 田

教育支援室長

5. 議題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第26号 船橋市学区審議会委員の任命について

議案第27号 船橋市社会教育委員の委嘱について

議案第28号 船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第29号 平成28年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定につい

7

第3 臨時代理報告

報告第2号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について

第4 報告事項

- (1) 平成28年第1回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 平成28年度新規事業、拡充事業等について
- (3) 「障害者差別解消法」について
- (4) ふなばし市民大学校について
- (5) 船橋市図書館指定管理者の募集要項(素案) について
- (6) 吉澤野球博物館寄贈記念野球史料展について
- (7) 平成28年度ロビーコンサートについて
- (8) 文化活動普及事業について
- (9) 第49回船橋市少年少女交歓大会実施について
- (10) 船橋市行田運動広場の供用開始について
- (11) その他

6. 議事の内容

【委員長】

ただいまから、教育委員会会議4月定例会を開会します。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

3月30日に開催いたしました教育委員会会議3月定例会及び臨時会の会議録を、それぞれコピーしてお手元にお配りしていますが、よろしければ承認したいと思います。 ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認します。

今回の教育委員会会議4月定例会の開催に当たり、会議を傍聴したい旨、1名より申 し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しした傍聴券の裏面に記載してあります傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いします。遵守いただけない場合は退室をお願いする場合もございますので、ご協力をお願いします。

それでは、議事に入りますが、議案第26号から議案第28号及び報告第2号については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に該当し、議案第29号及び報告事項5の一部は同条第1項第5号に該当しますので、非公開としたいと思います。また、当該議案につきましては傍聴人及び関係職員以外の職員にはご退席いただきますことから、同規則第7条の規定により議事日程の順序を変更することとし、議案第26号から議案第29号、報告第2号及び報告事項(5)の一部を報告事項(11)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

はい。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)について、管理部、報告をお願いします。

【管理部長】

報告事項(1)平成28年第1回船橋市議会定例会について、ご報告をさせていただきます。

別冊1、報告事項(1)平成28年第1回船橋市議会定例会の報告について、こちらの1ページをご覧ください。

まず最初に、議会の会期です。平成28年2月19日から今年の3月29日までの4 0日間で開催されています。

それから、次に会議案等です。初日に市長の市政執行方針の説明がございました。お 手元に「平成28年度市政執行方針」をご用意しています。こちらをご覧ください。 まず、1ページに「2.これまでの取り組みと成果」がございます。

教育委員会の関連事項としては、次の2ページ、3行目からですけれども、小・中学校への学校司書の配置、放課後子供教室の拡大、小・中学校へのICT環境の整備、集中的に進めた小・中学校の耐震化に加えて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う総合教育会議の設置、それから教育大綱の策定を掲げています。また、千葉ジェッツとのホームタウン協定もございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと思います。5ページに「4. 市政運営の基本姿勢」がございます。昨年度と変わりありませんが、「子どもたちの未来につながる施策の展開」、「船橋の持つ力をさらに伸ばすこと」、「一体感を育むまちづくりの推進」の3点を引き続き念頭に置き、「人と人をつなぐこと」を基本的な柱として施策に取り組むものとしています。

6ページをご覧ください。6ページ以降は、「5. めざすまちの姿に基づく施策の展開~『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現を確かなものに~」ということで、6つの「めざすまちの姿」に沿って進める重点的な事業が記されています。

この後の報告事項(2)平成28年度新規事業、拡充事業等について、こちらが会議 次第にありますので、これに重複するものはなるべく省略させていただき、教育委員会 の関連事項をご説明させていただきます。

まず「(1) 非常時への備えのあるまち」です。次のページ、7ページ中段、雨水を一時的に貯留し浸透させる施設を船橋特別支援学校高根台校舎の校庭に、下水道部が整備をします。

11ページにお移りください。11ページから始まる「(3)未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち」として、12ページやや下段ですが、こども未来会議で中学生から提案のあったボール遊びのできる公園の実施に向け、田喜野井公園ほか4カ所の公園で、都市整備部が公園でのボール遊びの試行を始めます。

13ページから始まります「(4) 笑顔があふれる子育てのまち」として、15ページ中段にあります、経済的に困難な環境にある子どもたちの学習機会を確保するため、 学習支援についても実施場所を2カ所から4カ所へ健康福祉局で拡大します。

16ページにお移りください。教育大綱にあります主権者教育の研究と導入について。 主権者教育を進めている姉妹都市、デンマーク、オーデンセ市から講師を招聘し、研修 会を開催し、主権者教育の推進を図ります。なお、次の総合教育会議での議題としても 検討しているところです。

19ページにお移りください。「(6) 市民に愛され、育まれるまち」として、下段からありますが、千葉ジェッツ、クボタスピアーズとの連携や、ふなばしミュージックストリート、まちかど音楽ステージを引き続き実施します。

20ページに、こども未来会議の引き続きの実施、それから、文化芸術振興基本方針の策定があります。

さらに、21ページ中段からとなりますが、図書館サービスの向上を図るため、西図 書館以外の図書館に指定管理者制度を導入し、事業者を選定します。

最後に、23ページです。これらの事業を推進するためにということで、「6. 財政の健全化の維持、行財政改革」。こちらでは中段に、小・中学校の耐震化の財源とするために発行した多額の市債の返済、西部地区における学校建設の予定等、今後の財政負担の増加に対応して将来財政推計、それから公共施設等総合管理計画の策定など、積極的な行財政改革に取り組むものとしています。そして、これらが平成28年度予算に反映されております。

恐れ入ります、別冊1にお戻りください。

2ページをご覧ください。まず、教育委員会関連議案です。2ページの上から、「議案第1号 平成28年度船橋市一般会計予算」、こちらから「議案第49号 (仮称) 船橋市立船橋高等学校第3体育館新築機械設備工事請負契約の締結について」、こちらまでの11案が関係議案となっています。2月の教育委員会会議におきましてご審議をいただいていますので、内容の説明は省略させていただきます。

市政執行方針、これらの議案につきましては、2月29日から3月7日までの間、本会議で質疑が行われております。その質疑の内容につきましても省略をさせていただきますが、5ページから27ページまで、こちらに「質疑・答弁の要約」として整理をさせていただいております。

お戻りいただいて、また2ページですが、下のほうに発議案とあります。

日本共産党から発議された「発議案第6号 給付型奨学金制度の創設を求める意見書」、こちらについては、3月8日に議員のみにより本会議で質疑が行われました。

また、その下の「発議案第7号 35人学級の着実な推進に関する意見書」、こちらにつきましては、右のページの3ページ、「陳情第26号 35人学級の着実な推進を求める意見書提出に関する陳情」、こちらの採択に伴う発議案です。

さらに、3月16日には、これらの議案、発議案に加え、3ページの「請願第1号行き届いた教育に関する請願」及び「陳情第22号 動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことに関する陳情」から、「陳情第27号 船橋市立図書館取り扱い図書の規制許可並びに有害図書の定義の広汎化及び例規の改正を求める意見書提出に関する陳情」までの、請願1件、陳情6件が加わり、付託された文教委員会において審査されております。

なお、予算関係の議案については、3月18日から24日までの予算特別委員会に審 査をされております。

3月29日、こちら閉会日ですが、最終日において各委員会における付託事件の審査 報告の後、採決に至っています。

それでは、付託された委員会での審査及び採決、本会議での採決結果について、ご説明をさせていただきます。 2 9ページからの「各委員会の質疑概要および結果につい

て」、こちらに整理しております。

30ページをご覧ください。最初に、予算特別委員会に付託された議案について、ご 説明をさせていただきます。

まず、「議案第1号 平成28年度船橋市一般会計」です。

最初に、申し訳ございません、資料に記載漏れがあります。予算特別委員会での審査 結果について、空欄となってます。お手元に改めて1枚、賛否の結果を記されたものを ご用意させていただいております。こちらでご覧いただければと思います。

質疑ですけれども、31ページから42ページまでのとおり、多方面に渡り質疑が行われました。最終日に組み替え動議もありましたけれども、予算特別委員会では日本共産党の委員を除く委員の賛成多数により可決、それから、本会議では日本共産党の議員を除く議員の賛成多数により可決されています。

それから、申し訳ございません、総合教育センターの分の予算特別委員会での質疑が この資料の中に漏れています。今日、机上にご用意させていただいておりますので、後 ほどご覧ください。

43ページをご覧ください。「議案第11号 平成27年度船橋市一般会計補正予算」につきましては、フッ化物洗口事業に関する質疑が行われました。結果としては、全会一致で可決。本会議では、日本共産党の議員を除く議員の賛成多数により可決されています。

次に、文教委員会に付託された議案、請願、陳情についてです。 45ページからになります。

46ページから48ページに、陳情、請願については、要旨と理由を整理させていた だいています。

49ページをご覧ください。「議案第42号 船橋市図書館条例」です。指定管理者 導入の懸念に加えまして、導入に至る手続等について質疑が行われました。討論ではサ ービスの向上に期待し賛成をいただき、文教委員会では日本共産党の委員を除く委員の 賛成多数により可決、本会議では日本共産党及び市民社会ネットワークの議員を除く議 員の賛成多数により可決されています。

55ページをご覧ください。「陳情第24号 市立図書館の直営を堅持することに関する陳情」、こちらと56ページの「陳情第25号 公立図書館における指定管理者制度導入の中止に関する陳情」、こちらにつきましては、今ご説明申し上げた「議案第42号 船橋市図書館条例」を文教委員会及び本会議で可決した結果として、それぞれでみなす不採択という形になっています。

57ページをご覧ください。先ほどご説明申し上げた「発議案第6号 給付型奨学金制度の創設を求める意見書」、こちらにつきましては、本会議の質疑と同様に、文教委員会でも委員のみの審査となりました。最終的には、日本共産党、新成及び民主党の委員の賛成少数により否決。本会議では、日本共産党、新成、市民社会ネットワーク及び

民主党の議員の賛成少数により否決となっています。

58ページ、「議案第41号 船橋市西図書館整備基金条例を廃止する条例」です。 こちらは結果だけ申し上げます。文教委員会及び本会議において、全会一致で可決となっています。

次に、59ページ、「議案第43号 船橋市文化振興基金条例」。こちらにつきましては、低金利時代に寄附された原資が生み出す果実が少額である等の質疑が行われました。文化芸術の振興に寄与できるものとしての討論がなされ、文教委員会、本会議で、全会一致で可決に至っています。

62ページをご覧ください。「議案第44号 船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例」です。こちらにつきましては、展示ホールの現在の利用者への影響があるかないか、懸念される質疑が行われました。影響はさほどないということで、文教委員会及び本会議で、全会一致で可決されています。

63ページ、「議案第45号 船橋市運動広場条例」。こちらは、使用料に関する質 疑が行われました。最終的には、運動施設が充実するという討論がなされ、文教委員会、 本会議で、全会一致で可決に至っています。

65ページ、市立高校の関係の議案です。「議案第48号 (仮称)船橋市立船橋高等学校第3体育館新築工事請負契約の締結について」。それから67ページ、「議案第49号 (仮称)船橋市立船橋高等学校第3体育館新築機械設備工事請負契約の締結について」、につきましては、工事の内容、工事車両の通行、建設後の活用策等について質疑がなされました。活用も含め、施設に対する期待の討論がなされ、両議案とも、文教委員会では日本共産党の委員を除く委員の賛成多数により可決、本会議では日本共産党の議員を除く議員の賛成多数により可決となっています。

68ページをご覧ください。「請願第1号 行き届いた教育に関する請願」については、保護者の負担軽減、貧困対策、財政的な負担等の質疑及び討論がされました。文教委員会では日本共産党の委員のみの賛成少数により不採択、本会議では日本共産党及び市民社会ネットワークの議員のみの賛成少数により不採択となっています。

次は70ページです。「陳情第22号 動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことに関する陳情」。こちらについては、根拠に乏しく、児童・生徒の精神的なダメージにつながるという討論がなされました。 賛成者なしで、文教委員会及び本会議で不採択となっています。

71ページです。「陳情第26号 35人学級の着実な推進を求める意見書提出に関する陳情」。こちらについては、国への要望、それから少子化、教員の人数等の質疑及び討論がなされました。文教委員会及び本会議で、全会一致で採択されました。先ほどの発議案第7号として、意見書提出の発議が文教委員長からなされ、本会議で可決されています。

72ページをご覧ください。「陳情第23号 船橋市中央図書館の配架案内の掲示数

に関する陳情」です。現状及び経緯の確認の質疑、それから、案内のあり方に関する討論がなされました。文教委員会では、船橋清風会、自由民主党、市政会及び研政会の委員を除く委員の賛成多数により採択。本会議では、船橋清風会、自由民主党、市民社会ネットワーク及び研政会の議員を除く議員の賛成多数により採択送付となりました。

最後です。73ページです。「陳情第27号 船橋市立図書館取り扱い図書の規制強 化並びに有害図書の定義の広汎化及び例規の改正を求める意見書提出に関する陳情」で す。こちらについては、有害とする図書の基準、表現の自由、図書館の自由について討 論がなされました。賛成者はなしということで、文教委員会及び本会議で不採択となっ ています。

報告事項(1)、平成28年第1回船橋市議会定例会の報告は以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま報告いただきましたが、ご意見、ご質問等ありますか。

【佐藤委員長職務代理者】

まずもって、改めてこういう資料をいただき、私としてはとても助かっています。教育委員としての様々な活動の中で活用させていただいています。やはり図書館の件が随分と出てきたのかなと思います。

ただ、私も3月に入っていろいろな議員から図書館についてご意見をいただきましたが、大体で言うと、もうちょっと議会への説明が欲しかったという話であったと思います。この中にも日色議員などの意見で書かれていましたけれども、教育長が反省する、謝るというようになったことに関して、何かご説明いただければと思います。

【生涯学習部長】

確かに図書館の指定管理の導入に関しては、平成25年1月に策定した図書館サービス推進計画の中にあり、25年度、26年度と、教育委員会だけでなく、市長部局とも協議しながら検討をしてきた中で、なかなか結論が出なかったという経緯がございます。27年度から改めて、過去の経緯を踏まえて検討を加えて、教育委員会、図書館協議会等々の意見を聞いてまとめ上げて、今回、条例を提案したということですので、サービス推進計画に載っていたとはいえ、過去3年間も踏まえて検討している内容を、文教委員会ないしは議会で説明があってもよかったのではないかということがありました。

そういった中で、いきなり条例議案が出たのではないかとか、そういったご指摘をいただいた中で教育長答弁がございます。本会議で私のほうから、そういった点では足りなかったということでご答弁申し上げていますが、なかなか、検討段階での事前説明というのでしょうか、そういったタイミング等もありますし、なかなか今回は難しかった

のかなというふうには思っております。ただ、図書館協議会などの機関がありますし、 教育委員会会議もございますので、そういったところではご意見をいただいた上での提 案ということで説明は申し上げたところです。

あと、12月議会で図書館について検討しているようですが、ということで、3人の 議員さんから本会議でご質問いただいて、現在検討中ですと説明を申し上げ、ある一定 の方向性は出していきたいという答弁を私のほうから差し上げています。

そういった中で、3月議会で条例案を提出したという経緯もあるのですけれども、も う少し事前に説明できる段階があったのではないかというご指摘は多くいただきました。 以上です。

【委員長】

ありがとうございます。 佐藤委員、いかがでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

議会の流れというのが、私たちも不慣れですので、それに対してどうすればいいのかはっきりわからないですけれども、議員の皆さんに最終的にはしっかり了承を得ないと、教育行政というものは前に進んでいかないので、大変でしょうけれども、よろしくお願いしたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。

【鳥海委員】

意見ですが、市政執行方針にございます、議論の大もとになっているところの2の「安心して暮らせるまち」というところがございます。ここに係ることに関しては、実際にはこういったことはどこでもそうだと思うのですが、議論の場ではスルーされがちです。つまり、反対意見が出ないのです。安心して住めるまち、福祉に関してなど、恐らく党派を超えて多くの方が賛成してしまうので議論が細かくされない。だから、教育行政においても具体的な施策がなされないということが多くある。穴場になるかと思うのです。

それで、提案といいますか、私も医師をやりながら、こちらにも、8ページにございますような在宅支援拠点としての、ひまわりネットワークの委員もやっています。仕事柄、できましたら、子どもからお年寄りまで困らないまちをつくりたい。そういう場所をつくりたいという気持ちで日々過ごしているのですが、残念ながら、高齢者の方たち

をお預かりするような施設などが全く足りていない。そのために、経済的にも非常に困ってしまい、女性が社会に出られないということも起きています。

そこで、市そのものは、恐らく高齢者の入れるところ、高齢者住宅や施設というものをどんどん建てることに助成してくだっているのですが、実際には稼働していないのです。今稼働していないのに、またさらに恐らく増床されて、建物がどんどん建つ状態で、建っても開けないのです。どうしてかと言うと、働く人がいないからです。つまり、船橋で福祉職員、ナース等々が全く足りていないのです。

ですから、これらの余り議論をされない、すばらしいところが、実際には困っているのです。みんなが困っている。お年寄りが困っていて、お年寄りを見守る実年世代が困っている状態ですので、では、教育行政で何ができるということを考えたら、例えば近くの大学、私が校医をやっている千葉商科大学は、人間社会学部という学部ができまして、そこで福祉職員をどんどんつくっているんです。まだ1期生が3年生になったばかりです。ですから、卒業とともにたくさん、そういった方たちに船橋の福祉施設等で働いていただけるような働きかけ、ともに手を組むことが大切です。恐らく鎌田先生いらっしゃる千葉工大と千葉商大というのは市船とも連携をとっているはずですので、市船の学生さんで福祉に興味を持っている方に、高校時代からそういった授業に出ていただければと思います。時間をかけて、こういった将来の担い手を育てるべく、そこを時間をかけて埋めていくことに教育行政が一役買うというところに、もっと話が出て、あるいは具体的な方策の議論があればうれしいなと思います。

ぜひとも踏み込んで、明日の船橋のためにと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

すみません、私からも、関連しまして。

鳥海委員おっしゃるように、私のところの大学も、例えば福祉医療系のグループから、いろいろ相談なり、連携を求める声が上がっています。そういう中で我々、工科系ですが、工科系の技術者の卵であっても、これからはしっかり福祉や介護の資格トレーニング等在学中に実施した上で、それに対応するにはものづくりであるとか、できることがいっぱいあるでしょう、といったご提案をいただいています。

あわせて、人数がなかなか足らない。鉄腕アトムのようなスーパーロボットができるのはまだまだ先ですけれども、科学技術全般で対応できる部分も少なくはないというふうに認識をしています。海老川の新しいモデル地区ができますね、医療・福祉の。こうした地域で将来どういう子どもを育てるかというようなときに、ヒントになるかなというふうに思います。

参考意見として聞いていただければ結構です。

ほか、いかがでしょうか。

【石坂委員】

お話が戻ってしまいますけれども、指定管理者制度の件につきましては、今回の別冊 1 の資料から、相当の議員の方々の質問事項が載っていまして、やり方が少しまずかったのではないかということは私もすごく感じました。私も、この制度の導入には不安があります。

ただ、これまでにしっかり検討されてきて、その報告を受けていますので、武雄市ですとか、小牧市などで起きたようなことは全く起きない体制で、業者に丸投げするのではなくて、絶えず報告と確認をしていくということで、次の報告事項でも話があると思いますけれども、しっかりとチェックしていく。直営館と民間の業者が力を合わせていくということで、いろいろな問題解決がしていけるのだろうという理解をして、期待をしております。ですので、どうぞよろしくお願いします。

あと1つ、質問ですけれども、68ページの請願第1号の行き届いた教育に関する請願の内容をもう一度教えていただけますか。

【管理部長】

こちらは、名称が、教育格差をなくし子どもに行き届いた教育を求める請願ということでして、日本共産党の議員お二人の名前、紹介議員があって、請願という形で取り扱われたものです。

内容を申し上げますと、30人学級実施に向けて、市独自で取り組んでほしいという 内容や、危険校舎・老朽校舎の改築などを進めること、それから、肢体不自由のお子さ ん・生徒のためのエレベーター設置、校舎のバリアフリー化、プレハブ教室をなくして ほしい、適正規模の学校の新設、給食費・教材費の無料化、学校等の工事については地 域・地元への発注を増やしてほしい、それから、就学援助申請の窓口を学校以外にも増 やしてほしいなどが主な請願の内容となっています。

以上です。

【委員長】

ほか、いかがでしょうか。

すみません、私から。市長の市政執行方針の15ページの中ほどの、生活困窮世帯の中学生を対象に行う学習支援の実施場所ということですが、ちょっと不勉強で、2カ所から4カ所って、この学習支援の中身は大体どんなことが行われているのでしょうか。総合教育会議の中でももんだ、結構、経済的に困窮な子どもたちをケアするというのは重要な柱の1つだとは思うので、確認しておきたいと思います。

お願いします。

【管理部長】

すみません、今、資料がございませんので、後ほど答えさせていただきたいと思いま す。

【委員長】

はい、お願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。

続きまして、報告事項(2)について、各部からそれぞれご報告をお願いします。 はじめに、管理部、ご報告をお願いします。

【管理部長】

では、平成28年度の新規事業、拡充事業について、まず、管理部について、ご説明をさせていただきます。

28年度に取り組むべき事業等です。資料の本冊1ページをご覧ください。

まず、教育総務課の放課後子供教室の開設、拡充について、ご説明をさせていただきます。

ご承知いただいていると思うのですけれども、放課後子供教室につきましては、平成26年度は小学校5校で試行をはじめ、27年度は26校、今年6月には残る23校を開設し、小学校全54校で実施となる見込みです。平成28年度の予算額としては、4億4,686万円です。その主な内容としては、コーディネーター、教育活動推進員に対する報酬等が主なものとなっています。

それから、従前の事業の内容と変わった部分ですけれども、平成27年度までは、お子さんが参加登録する場合には、傷害保険料に充てるということで登録料500円を徴収してございましたが、平成28年度から無料化としてます。

簡単ですが、教育総務課の放課後子供教室については以上です。

次に、施設課の事業です。

平成27年度をもち、おかげさまで小・中学校、特別支援学校の耐震改修が完了しました。次の学校施設の安全対策として、平成27年第4回市議会定例会におきまして補正予算、小学校費5億4,080万円、中学校費3億5,790万円、特別支援学校費2,760万円の承認をいただき、武道室・体育館の天井等落下防止対策に着手をしました。これは3カ年で全校終了させる計画です。繰越明許された平成28年度中に小学校23棟、中学校14棟、特別支援学校1棟の改修を終える予定です。

2ページにお移りください。

今回の議会でまたご承認をいただきました、平成27年度補正予算につきましてです。 小学校費1億1,800万円、中学校費1,740万円のご承認をいただき、小学校4 校及び中学校 2 校の消火用機械設備等の法令適合のための改修、それから公共下水道接続工事、こちらのほうをまた繰越明許ということで、平成 2 8 年度完了を目指して進めます。

28年度当初予算です。

小学校につきましては、設計の完了した法典東小学校の校舎の増築、前原小学校の給食室の改修、それから、その他校舎改修等となっています。その他改修の中に、耐震改修のために中断していましたトイレの改修10系統、外壁・屋上防水改修を3校、それから、教室不足や特別支援学級開設のための教室改修3校等を行う予定です。小学校費の学校建設費の総額は17億1,092万円となっています。

中学校のほうでは、旭中学校のランチルームの増築、校舎改修として、やはりトイレの改修を6系統、それから、外壁及び屋上防水改修を2校で実施する予定です。中学校費の学校建設費の総額は11億4,241万円となっています。

また、特別支援学校では、外壁及び屋上防水改修を金堀校舎で、それから、高根台校舎のほうは増築の設計を行う予定です。特別支援学校費の学校建設費の総額は1億3,933万円となってます。

なお、それぞれの予算では、整備計画に沿い、28年度補正予算または29年度当初 予算に向け、トイレ、外壁・屋上防水改修等の設計も進める予定になっています。

管理部の主なものは以上でございます。

【学校教育部長】

学校教育部新規事業等、ご説明をします。本冊の3ページになります。

指導課。西安市学校間友好交流についてです。平成7年度の友好交流校の調印を契機に、両市学校間の交流を行っています。特に2年をサイクルに直接交流を行っており、今年度は西安市より教育友好使節団53名を受け入れることになり、準備を進めているところです。詳細につきましては5月の定例会でご報告をさせていただきます。

スクールカウンセラー配置事業です。平成26年度から全公立小学校にスクールカウンセラーを配置しました。各校からは、有効に活用されている、教育相談体制が充実してきた、大変ありがたいという報告が上がっています。今年度は、昨年度35日間であった活動日数を40日間に増やすものです。

続きまして、保健体育課。

定期健康診断費の件です。改正法令により、新たに加えられた健診に伴う委託料がございます。平成27年12月1日に施行された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、労働者に対する毎年1回のストレスチェックと高ストレス者への面接指導の実施が義務づけられました。この検査と面接を外部機関へ委託する委託料、66万6,000円となっています。また、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令により、児童生徒等の健康診断に新しく四肢の形態の検査、いわゆる運動器検診が必須項目として

加えられました。この検診に伴う学校医への委託料が314万2,000円となっています。

次に、小学校給食室改修工事に伴う小学校給食費です。老朽化した小学校給食室の改修に伴い、備品の整備と調理業務の委託化を進めています。平成28年度は、後ほどご説明しますが、前原小学校の給食室の改修が予定されており、工事完了後の消耗品・備品の整備に伴う経費が5,357万円、調理業務の委託料が655万6,000円となっています。

続きまして、特別支援学校給食費です。生徒がよりよい食事環境の中で食事ができるよう、より安全性・耐熱性にすぐれたPEN樹脂素材の食器へ更新してまいります。2 8年度に予定されている特別支援学校金堀校舎の食器をPEN樹脂素材の食器に更新するための費用、174万8,000円となっています。

次に、小学校給食室の改修です。老朽化した小学校給食室の改修を進めていますが、 28年度は法典東小学校給食室改修工事設計、それと前原小学校給食室の改修工事を予 定しています。これらの経費は1億880万円です。

さらに、中学校給食棟の増築です。生徒数の増加等に伴って、増築が必要となっている中学校のランチルームを順次整備していくものです。平成28年度は、旭中学校において既存の給食棟を拡張する増築建築工事を実施します。この経費、1億9,920万円となっています。

4ページ目です、総合教育センター。

小・中学校ICT環境整備事業です。ICT機器活用推進校の古和釜中学校を除く市内26校の中学校の2学年の全教室、144教室ですが、そこにスライド式電子黒板の設置をします。2年生ということですが、2020年度の大学入試制度の改革を見据え、集団討論やプレゼンテーションの力を培うため、子どもたちが考えを提示したり討論したりするための、電子黒板を活用していきたいと考えます。電子黒板の整備を行い、デジタル教科書を活用して、興味・関心を高めたり、理解を深めたりする授業の実現を図ってまいりたいと考えています。

続きまして、特別支援学級・通級指導教室の開設についてです。今年度新たに、行田西小学校、二宮中学校の2校に自閉症・情緒障害特別支援学級、さらに、習志野台第一小学校に言語障害通級指導教室を開設します。行田西小学校は自閉症・情緒障害特別支援学級を開設している小学校としては5校目、二宮中学校は同特別支援学級を設置している中学校としては3校目の開設となります。

最後に、市立高等学校施設整備費についてです。第3体育館の件につきましては、かねてよりご説明を申し上げているとおりです。この4月より、体育館のいよいよ工事が始まったという状況です。

学校教育部は以上です。

【生涯学習部長】

続きまして、生涯学習部です。 5ページからになります。

まず、社会教育課ですが、西図書館建替事業ということで、この5月に竣工予定、開館は10月を目途に準備を進めていきます。総事業費は21億を超えています。

次に、東部公民館建替事業。こちらは現地建てかえということで、建てかえに先立ち、基本構想策定・事業手法検討調査業務委託料として1,275万円の予算がとれております。なぜ基本構想をつくるかと言いますと、現在でも複合施設になっています。あとは、駅前の立地条件から、建物の高度利用を図れるのではないか、そういった部分で事業手法の検討も加えて、次年度以降の対応にしていきたいと思います。

3番は図書館指定管理者選定委員会の報償費の予算です。

次に、文化課です。

市所蔵作品活用事業ということで、吉澤野球博物館から寄附をいただいた野球史料及 び美術品等々について、文化・スポーツ公社も作品展を行っていますが、市主催の開催 経費として予算があります。合計4回行います。

次に、文化活動普及事業。こちら、後で文化課から報告ありますが、吉澤野球博物館から1億5,000万円の寄附金をいただいて、文化振興基金について3月議会で議決をいただいています。その運用利息を活用して、子どもたちが質の高い文化芸術鑑賞・体験ができるよう、各分野で活躍している芸術家等を学校に派遣するという事業でございまして、これは、市ゆかりの芸術家等の掘り起こし事業も目的にしています。

次の6ページです。

文化財の埋蔵文化財保護・普及への取り組みとして、普及用遺跡マップの作成及び取 掛西貝塚分布調査ということで、こちらは重要な遺跡と市のほうでは指定していまして、 市街化調整区域ですが、少しずつ開発が進んでおります。それに先行して分布調査とい うことで、学術調査を実施していきたいと思っています。

次、青少年課。青少年会館です。こちらは体育館等の耐震改修工事に伴う予算。 少年自然の家につきましても、体育館等の改修工事予算及びフェンス改修工事の予算 です。

次、生涯スポーツ課。

クボタスピアーズ連携事業ということで、クボタスピアーズによるラグビー教室等々を実施する経費、ラグビー用のボールやタグを購入する予算です。

次に、ホームタウンふなばしDAY開催事業。千葉ジェッツのホームタウン開催に伴う普及啓発の事業費で、チラシやイベント委託、警備委託、のぼりの設置等々、そういった経費です。

3番目、東京オリンピック体操事前合宿地誘致事業。こちらは、市高の体育館について男子体操の合宿地の候補地として、誘致PRしていくための経費です。

次、7ページですが、(仮称)田喜野井まちかどスポーツ広場設計委託ということで、

教育委員会では、まちかどスポーツ広場及び運動広場の順次拡大をしていますが、田喜野井地区の地権者のご理解が得られるということで、広場の設計委託、次年度以降は工事となります。

次に、天井関係ですが、特定天井というものが定義されていて、東日本大震災以降、 そういった部分の改修工事が必要になりますが、ここは総合体育館と武道センターの基 本設計になります。

総合体育館整備事業は、経年劣化や長寿命化の関係ですと、温水プールのオゾン用浄化装置等々。あとは、スポーツ資料総合展示設備業務委託につきましては、前にも説明していますが、吉澤野球博物館の野球史料、クボタスピアーズ、千葉ジェッツの展示関係、市ゆかりの選手の展示関係の業務委託経費も予算がとれております。

次に、高瀬下水処理場上部運動広場。こちらは整備工事2年目の工事費です。今年度の10月ごろオープンする予定ということで、サッカー場が1面、あとは、サッカーだけでなく多目的に利用できるようになっています。

次に、公民館。市民の力活用事業ということで、昨年度は5カ所でしたが、10カ所 ということで予算は倍額になっています。

次に、中央公民館の外壁・屋上防水改修に向けての設計。同じように、特定天井は宮本、二和の設計委託。塚田公民館は空調設備改修工事です。新高根公民館も空調設備改修工事の予算です。

図書館に移ります。ICタグ貼付委託ということで、ICタグシステムを導入するために、教育費のほうでは、図書資料にICタグを貼付する経費9,800万。システム関連経費につきましては、総務部のほうに予算がついてます。

次のページ、貴重資料デジタル化業務委託ということで、図書館で所蔵している貴重 資料7,500点のうち、順次進めてきていますが、今年度については1,100点を デジタル化し、インターネットで公開することによって、誰でもいつでも資料を利用で きるように、一応今年度をもって一区切りということで1,500万。これについては、 公益財団法人の図書館振興財団の助成を活用する予定です。

文化ホールは、中央公民館と複合施設ですので、同じように天井関連の工事です。

最後に、郷土資料館ですが、郷土資料館は、耐震補強工事の経費と、2番目に郷土資料館展示リニューアル工事ということで、特に3、一般委託料6,500万。こちらは展示関係の、展示室の改修工事もあるのですが、あと、建物の耐震改修工事があります。展示関係のリニューアルを考えており、その経費が6,500万かかります。こちらの予算です。

簡単ですが、以上です。

【委員長】

ありがとうございます。各部からの報告、以上です。

ご報告いただきましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

【石坂委員】

まず、小・中学校、特別支援学校の耐震工事が完了して、ほっとしているところですけれども、このところ毎日、熊本地震のニュースで、本当にひどい状況なので、いろいろなことを考えるのですけれども、いつ起きてもおかしくない地震に対しては、いろいろなところで対策はとられていると思うのですが、やはり学校、公民館等は避難所になるわけですので、その中では優先順位など、決めていくのだろうと思いますけれども、そのあたりは、天井のことですとか、消防用設備ですとか、いろいろ書いてありますが、優先順位としてはどのように進めていかれるのでしょうか。

【施設課長】

やはり一番優先されるのは子どもたちの安全・安心ということで、まず、躯体の安全性を平成27年度までに高めてまいりました。

この次に目指すものとしては、やはり躯体そのものが終わりましたら、今度、高所、高いところにあるものの落下から子どもたち、または教職員の安全を守らなければいけませんので、3カ年で天井、体育館、武道室等の天井及び照明器具ですが、この落下の防止の対策を図ってまいります。

それとあわせ、校舎の外壁の手入れも進めていきたいと考えております。

優先順位としては、そういう形で考えております。

【委員長】

よろしいですか。

すみません、私もちょっと関連してですけれども、やはり熊本の様子を見ていると、 こういう小・中学校や公民館において津波などでも割とあった一時避難、今回だと相当 中長期にわたるのですよね。

そうすると、気になったのは、市長の執行方針の中に、先ほど鳥海委員からご指摘のあった「安心して暮らせるまち」の中に、小学校や公民館を避難所としてどう活用するか、また、そのための耐震という観点もあるというようなことはあまり書かれていないのですけれども、そういうことはあまり前提としていないのか。しかし、実際に熊本の様子などを見ると、やはり一時避難というようなときに活用することはあると思うのです。こういうことというのは、やはり教育委員会だけではなくて、市長部局の中の安全・安心、防災を担当している部局などとも、普段の避難と災害を前提としたトレーニング等を地域と協力してやるとか、いろいろな手はあると思うのですが、その辺、どうなっているのでしょうか。

ここの記載がないので、そこはあまり関連づけられていないかなと思いました。

【管理部長】

市政執行方針の記述ということで申し上げるとするならば、多分、耐震化や防災上の備えということになりますと、むしろ1番の「非常時への備えのあるまち」という中のくくりには書いてきたのかなという感じです。去年の執行方針には、この1の「非常時への備えのあるまち」の中に学校の耐震化等々が記述されていたように記憶しています。以上です。

【委員長】

そうすると、1の非常時の備えの中に、基本的にはそういう考えがあるということで しょうか。

【管理部長】

そうです。

【委員長】

例えばそこを充実させるとしたら、今回給食室やランチルームも大分充実してきたり していますので、炊き出しなどのときに、そういう非常施設があるといった検討をされ ると、いざというときの非常時への備えが増すような気がしますが、それは個人的な意 見です。

ほか、いかがでしょうか。

【鳥海委員】

学校教育部のスクールカウンセラーについてですが、カウンセラーそのものというの は足りている状況なのか。学校側あるいは父兄の方からのカウンセラーへの要望等々と いうのはどのようになっているのか、お尋ねしたいのですが。

【指導課長】

平成26年のスクールカウンセラーに対する相談件数が8,937件でした。昨年度、27年度につきましては1万2,378件に増えています。5日間増加をしていただきましたが、この後、十分足りているかどうかということにつきましては、本年度、学校の校長ですとかスクールカウンセラーの声を聞き、研究していきたいと思っています。

現在、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラー45名と準ずるスクールカウン セラー9名が全小学校で活動しています。

以上です。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

足りているというのは、恐らく難しいのだろうというふうに考えます。というのは、 一つ一つの解決が非常に難しいからですね。

大人に対しても、最近になって産業医がストレスチェックというものを各事業所にやるようになって、また、ストレスチェックを適切にできる産業医を育てるのが大変で、いわゆるチェックするほうの能力が追いついていないという事情が、今この世の中でメンタル的に非常に苦しんでいらっしゃる方たちが多いというのを反映している、後手後手に回っているのが実際のところだと思います。

スクールカウンセラーは恐らく単年契約であるところが多いかと思うのですが、公立 学校の、いろいろな契約等々、あるいは育てていく人材の確保、そういったことも含め て前向きに、未来に向けて検討するべきかなと思うのですが、管理部の中に放課後子供 教室という問題があったかと思うんですが。

実際には私、臨床心理学科の教員も以前しておりまして、専任で教員をやっていたのですが、非常に優秀な臨床心理学科を卒業した学生が、臨床心理学科の大学院に進む。そこで2年の大学院を経て、臨床心理士の試験を受けるのですが、その途中で実務というのが必要なんです。もちろん資格はないわけですから臨床心理士としてではない。そこで何かしら心理・教育にかかわる、何か実地をやっているというのを与えるようなものに非常に私も奔走しました。

大学院生が放課後子供教室・放課後ルーム等々で、親御さんの帰りを待つ子どもたちに宿題を教えたり、勉強を教えたり、あるいは悩み事を聞いたりということで、大学院生ですから、自分たちのためにもなるものですので、非常に教育・心理に、メンタルに興味を持っている、また訓練を積んでいる大学院生が携わってくれる。そうすると、その方たちがどういうお人柄かというのが、学校の先生方がチェックできますし、また、ご父兄の方たちからもいろいろな情報なり感想なりも得られると思うのです。そういう方たちをどんどん雇い入れ、放課後子供教室等を充実させながら、将来の心理職みたいなものを確保するというように、早目早目に動くといいのではないかなというふうに思っております。

意見です。

【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

すみません、私から。4ページの総合教育センターのところと、2件ございまして、 もう1つ、7ページの公民館のところ。

まず、総合教育センターですが、ICT環境整備事業。船橋ではモデルを決めて、一

生懸命やっていらっしゃるんですね。これはまた待ったなしの事業でもありますし、やはり大事なのは、どうしてもお年を大分召されている先生方の意識がついてこないという部分もあると思うのです。そこの部分を、1つのツールとして使い込んで、使いなれたほうがいいというような部分があると思います。ぜひ先生方の意識改革も含めてやっていただけたらと思いました。

もう1つですが、7ページ、公民館の1つ目、市民の力活用事業。公民館を有効活用するには、特に市民の自主性といいますか、企画で出していくという意味、大変いいかなと思います。ただ、同じように市長部局にあります市民協働の部署とうまく連携をとって、プログラムをうまくすみ分けるとか、小回りのきいた部分は公民館単位でやるとか、そういうようなところを配慮していただくと、より一層こういうものが機能するかなというふうに思いました。

2点とも意見です。

何かあれば、どうぞ。

【総合教育センター所長】

先ほどの電子黒板の件、ありがとうございます。

教員の研修につきましては、今回、中学校2年生の教室に入れるということで、対象の教員が約300名おります。この夏に悉皆で中学2年生の先生には全員、電子黒板の操作を覚えていただくような予定です。

それから、整備につきましては、他の学年についても引き続き予算要求をしてまいり たいと思っております。

以上です。

【委員長】

よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

【鳥海委員】

学校医のことですけれども、医師会からの意見を授かっております。

それが、船橋市の学校医の報酬というのが、30年間変わっておらず、ほとんどボランティアではないかという意見がございます。私はボランティアでいいと個人的に思っているのですが、残念ながら、今非常に困っているのが、学校医をやめさせてほしいという先生方からのご意見が出てきております。健康上の理由であったりとか、忙しさとか、さまざまなものですが、そうしますと、代わりの先生を探すということを医師会で行っておりますが、なかなか見つからないのです。

結局のところ、学校医というのは半分ボランティアで、価値を感じている人にやって

もらえばいいと半分思っていますが、そういう方たちが複数の学校を担当し、日常の地域医療に支障を来すような状況になっている。残念ながら、医師そのものの資質というふうに言われてしまえばそれまでなのですが、銭金でなく、やらなければいけないと思って、地域貢献の1つとしてやるんだという医師が若干減っているのは確かかもしれませんが、学校医は減らしてはいけないということを考えたら、若干値段を上げていただける交渉はできないでしょうか。

もう来年度の予算というのは決まっておりますが、今後に向けて、職員の先生方の健康も含めて、ストレスチェック等々も入っていますし、あるいは、子供たちの健診というものも非常に重くなっております。運動器検診も入ってきて、予算はついておりますが、1人当たり何十円とか、そういうことだと思います。大阪だったと思いますけれども、側弯症を見逃したということで訴えられているということがあります。やはり学校医の責任は非常に重いわけですけれども、子供1人に対しておよそ1分で責任を負わなければいけないということ。その責任を負っている先生方も非常に困惑しておりまして、ボランティアで責任を負うのはということもあって、なかなか見つからない状況ですので、予算をつけていただければという意見をいただいておりますので、また今後に向けて、よろしくお願いします。

【保健体育課長】

先日の医師会への事業説明会の中でも、同じようなご意見を役員の先生方からいただいております。また、それについて医師会長からも、この件については場を改めて討議をしていこうということでご提案をいただきましたので、そのような形で検討させていただきたいと思います。

【委員長】

よろしくお願いします。 ほか、いかがでしょうか。

【石坂委員】

西安との交流については今年は船橋にいらっしゃるということですので、もし何かお 手伝いすることがあったら教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

【指導課長】

5月の教育委員会会議で報告を詳細にさせていただく予定ですが、本年度7月11日 月曜日から15日金曜日まで、船橋に訪問団を招く予定です。

以上です。

【石坂委員】

これは行事として、出席させていただきたいと思いますけれども、何かお手伝いすることがあったら教えてください。

【指導課長】

今後、計画の中で、ありましたらお願いに参ります。よろしくお願いいたします。

【委員長】

石坂委員、よろしくお願いします。

ほか、この件、いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項(3)について、総合教育センター、報告をお願いします。

【教育支援室長】

本冊の9ページをご覧ください。

4月1日より障害者差別解消法が施行されました。この法律は、原則として障害者に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づけるものです。

本市では、これまでも人的な支援、施設設備的な支援、研修を含む制度的な支援と、 さまざまな方面から支援を行っております。今後もきめ細かな支援を行うことがこの法 律の理念に沿うものであると考えておりますことから、引き続き特別支援教育の推進に 努めてまいりたいと考えております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

この件、ご意見、ご質問等ございますか。

【鳥海委員】

学校側として準備がなかなかできていないうちに法律が決まったということがあるかと思います。私が学校医をやっている大学においても、この委員会ができて、はや活動が始まっているのですけれども、区別は必要だけど差別はあってはならないという大学の教員に対する意識なり考えがまだ足りていません。エレベーターをつけても坂道をつけても、心が変わっていなければいけません。もうこの法律が先にできているので、職員たちが妥当な区別、差別をなくすという考え方を徹底して持つことによって、学童た

ちに差別の心がなくなって学校という場が成り立つ、そうした努力なり研修なりはすぐ にでもはじめなければいけないことかなと思っております。

恐らく、あとはトイレです。車椅子が入りやすいトイレ、あるいは松葉杖をつきながらでも用を足しやすいようなトイレ、各階1個で構いませんので、その改修予算が必要かと思います。

こういったことをはじめなければいけないかと思いますが、その工事が始まっているのに、心が変わっていないというのは恥ずかしいことですので、同時に、これは早急にやらなければいけないことだと思います。皆で力を合わせてやらなければいけないので、私も何か役に立つことがあれば、いつでも足を運びたいと思います。皆で頑張りましょう。

【委員長】

貴重なご意見、ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

車椅子の件で気になったことで、今、学校は車椅子の生徒・児童が入ってきたときに、 すぐ対応できるような状況になっているのでしょうか。

【教育支援室長】

該当するようなお子さんが就学した場合には、支援員の配置、あるいは階段昇降機のようなものがセンターにもございますので、そういうもので対応することも可能です。 また、エレベーターの設置等も検討するというふうな体制になっています。 以上です。

【佐藤委員長職務代理者】

ということは、今急遽、もしそういう障害を持ってしまった場合の対応というのは、 どの学校でもすぐにできると考えていいのでしょうか。

【教育支援室長】

支援員等の配置、階段昇降機については、すぐに対応できます。 エレベーターについては工事が必要ですので、ある程度期間が必要だと考えています。

【委員長】

ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、報告事項(4)について、社会教育課、報告をお願いします。

【社会教育課長】

ふなばし市民大学校について、ご報告させていただきます。

ふなばし市民大学校は、平成16年度に各課が行っていた老人大学、スポーツ健康大学、ボランティア大学、生涯学習コーディネーター養成講座を統合して開校しました。 平成28年度で13年目を迎えております。

本冊資料11ページの「平成28年度ふなばし市民大学校について」をご覧ください。 この表は3年間の応募状況等が記載されております。

中段の表は平成27年度の修了者数の状況です。平成28年3月6日に修了式を行い、455名に修了証書を授与し、平成27年度のふなばし市民大学校が終了しました。

次に、平成28年度の応募状況ですが、その上の表をご覧ください。平成28年度の応募状況と入学状況です。倍率の欄をご覧ください。これまで、いきいき学部に比べ応募者の少ないまちづくり学部において、4学科中3学科で定員を上回る応募があり、入学者数も27年度に比べ5人増となってます。まちづくり学部は、ここ数年、定員割れをしている学科がありましたことから、平成26年度から、ふなばし市民大学校オープンカレッジを開催し、まちづくり学部の紹介をしてまいりました。この成果があらわれたものだと考えています。今後も引き続き、まちづくり学部の入学者が増えるような工夫をしていきたいと考えています。

平成28年度は、2学部9学科15教室で484名の学生を迎え、4月28日に入学式を行い、1年間の学習をスタートさせます。鎌田委員長におかれましては、入学式のご出席をお願いいたしております。

報告は以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

この件、いかがでしょうか。

私も、入学式、もちろん参加させていただきますが、卒業式も皆さん大変いい表情を していらっしゃいました。私自身も、まちづくり学部のある学科のあるコースで一部を 私の大学に来ていただいてやらせていただいていますが、去年は佐藤委員にもお手伝い いただいて、大変いいプログラムだなというふうに思います。まちづくり学部、大分定 員が回復してきたということで、今後とも継続して頑張っていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項(6)から(8)まで、文化課、報告をお願いします。

【文化課長補佐】

まず、報告事項(6)、吉澤野球博物館の寄贈記念野球史料展についてです。資料は13ページ、14ページをご覧ください。

昨年11月に寄贈された吉澤野球博物館の貴重な野球史料を市民の皆様にご覧いただく機会として、5月4日の水曜日祝日から8日の日曜日までの5日間、市民ギャラリーで史料展を開催します。この史料展では、日本の野球文化の原点とも言うべき明治から昭和初期にかけての東京六大学野球で活躍した選手の写真やバット、ユニフォーム等、700点を超す貴重な史料を展示いたします。

また、7日の土曜日ですけれども、中央公民館6階講堂において、本市のスポーツ総合展示企画等アドバイザーに就任していただきました江藤省三氏と、元中日ドラゴンズの選手、谷沢健一氏による座談会を開催いたします。ここでは、東京六大学からプロ野球に至るまでの、お二人の経験豊富なお話をしていただく予定です。

教育委員の皆様におかれましては、ご多忙中かと存じますが、会場に足をお運びいた だきますよう、ご案内申し上げます。

以上です。

次に、報告事項(7)ロビーコンサートについてです。資料は15、16ページをご 覧ください。

この事業は、お昼のひとときに市民の皆様に音楽を提供して、安らぎとともに音楽文化に関心を持ってもらう機会とすることを目的に実施しております。

年間11回の枠の出演者は、オーディションで選出された方々が出演します。今年度のオーディション参加者は58人、34組おりました。今年はピアノが多くて、全体的にオーソドックスな楽器の演奏が多いという結果になっています。また、今年は7月に250回目を迎える記念の年でもあります。

ロビーコンサート、実は本日が今年度第1回目となります。本日はアコーディオン奏者の方が出演をします。この方は一昨年からスタートしたまちかど音楽ステージの登録者であります。まちかど音楽ステージの登録者は結構ポップス関係が多いのですけれども、その中に、このようなクラシックを中心としたオーディションに通過できる実力もあり、ロビーコンサートに出演するとなったことは、まちかど音楽ステージの登録者にとってもよい刺激になったのではないかと思っています。

本日ですけれども、12時20分開始の予定です。お時間があればお聞きいただきたいと思います。皆様ご存じの曲が多いのですけれども、特に通常、バンドネオンで演奏するピアソラの「リベルタンゴ」、こちらをアコーディオンで弾くとどうなるかということも結構興味深いと思いますので、ぜひ、お時間ありましたらお聞きくださるようお願いします。

最後に報告事項(8)。文化活動普及事業についてです。資料は17ページです。

市では、今年の秋から新たに文化活動普及事業をスタートさせます。この事業は、私立を含む市内の全小・中学校と市立船橋高等学校の中から毎年10校程度に、公募により選ばれた芸術家等を派遣しまして、授業の中で子どもたちに質の高い文化の鑑賞・体験機会を提供するものです。また、子どもたちに親近感を持ってもらえるよう、派遣する芸術家については、船橋市にゆかりのある方を中心とします。

この事業を行うに当たって、5月2日月曜日から5月31日の火曜日まで、音楽、美術、文学、写真、舞踊などの芸術家等を募集します。有識者による審査を通過した応募者の方には、その後、船橋市アーティストバンクに登録していただき、その後、7月に学校とマッチングを行います。

授業では、芸術の鑑賞だけでなく、講師による実演と解説、そして実際に体験することで、子供たちの豊かな想像力や思考力を養うとともに、創造性を育んでいきます。絵を描くことや歌うこと、踊ることなど、ふだんから好きでやっていることや見ていることですけれども、専門家が入ることによって、自分では気がつかないような指導を受けることができ、子供たちにとって貴重な経験となるはずです。船橋の子供たちがそのような経験をすることは、市の未来にとっても有意義なものと考えています。

この事業は、教育大綱の中の学校教育と社会教育の連携、これに基づいて行うものです。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

今、文化活動普及事業についてということで、とてもおもしろい取り組みだなと思いながら見ておりました。

学校教育と社会教育の連携の中で、私が少し経験したことで言うと、特に芸術家の人たちの一部には、学校運営というものには全く関心がない方がいますので、本当にその辺をコーディネートする力というのが学校に求められてくるのかなと思います、学校で開催するとなるとですね。ですから、教育委員会で打ち合わせをする中で、学校にコーディネート能力を持たせていくということが必要になる可能性があります。ですから、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

意見です。

【委員長】

ご意見ということで、よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

あとは、ロビーコンサートも、後で聞けるといいですね。

続きまして、報告事項(9)について、青少年課、報告をお願いします。

【青少年課長】

青少年課は、第49回船橋市少年少女交歓大会についてご報告します。本冊資料の19、20ページです。

今年で49回目を迎えます少年少女交歓大会を、来月5月8日日曜日、運動公園で実施いたします。この大会は、市内の青少年団体と一般参加の子どもたちが運動公園に一堂に会し、資料の20ページに会場図がございますが、運動公園全体が会場になっています。団体相互間の交流を深めるとともに、各団体による趣向を凝らした各種のイベントやゲーム――こちらは19ページにイベント・ゲームの内容が記載されております――に子どもたちが参加しながら、楽しい一日を過ごしてもらおうというもので、開催に当たりましては、青少年団体9団体、それから、市と教育委員会が実行委員会、運営委員会を組織して実施しております。昨年は1万2,811人が参加いたしました。鎌田委員長、松本教育長にも、当日、開会式にご参列いただきたく、ご案内させていただいておりますので、よろしくお願いします。

青少年課、以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項(10)について、生涯スポーツ課、ご報告、お願いします。

【生涯スポーツ課長】

報告事項(10)、船橋市行田運動広場の供用開始についてです。

行田2丁目の国家公務員船橋体育センターの跡地に、少年軟式野球、サッカー、ラグビー、グラウンド・ゴルフ等が多目的に利用できる行田運動広場を、5月1日日曜日から供用を開始します。行田運動広場では、サッカー場1面、ラグビー場1面、少年野球場2面としても使用することができます。

予約方法につきましては、他の運動施設と同様に、生涯学習施設予約システムでの抽選予約となります。運動広場の使用形態ですが、2時間単位で有料の専用使用ができるほか、予約が入っていない時間帯につきましては無料で個人開放し、キャッチボール等

の軽い運動に使用することができます。

5月1日の供用開始に先立ち、4月29日にプレオープンとしまして、船橋市野球協会少年学童部の協力のもと、学童野球の2試合を開催する予定です。教育委員の皆様にはご案内をお送りさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

生涯スポーツ課からは以上です。

【委員長】

ありがとうございます。ご報告いただきました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 どうぞ。

【佐藤委員長職務代理者】

29日、私も楽しみにして、行こうかと思っています。

確認というか、これと実際に関連した話になるのですが、生涯学習施設の予約システムというので、一部で、私は個人的に聞いた話なので大変恐縮ですが、本人確認をどうするかというのを、よくあるという話になっておりますが、あくまでもそこは本人確認を必要とする施設ということでよろしいですか。

【生涯スポーツ課長】

今、委員からお話ありました本人確認ですけれども、予約カードをご本人様ではない 方が使っている場合がございます。そうすると、やはり見た方が、不公平だろうと。当 然、規則にも、カードは譲渡もできませんし貸与もできないと定められておりますので、 今も窓口でご本人様の確認をさせていただいて、注意喚起をしているところです。 以上です。

【委員長】

ありがとうございます。 どうぞ。

【佐藤委員長職務代理者】

確かに、ルールにのっとらない形というのはまずいのかなと思うのですが、逆に言うと、急遽来られなくなってしまったとか、風邪を引いてしまったとか、そういうときに本人確認の結果、できないというようなことがあるそうですが、その辺はいかがでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

確かに、当日に来られないということは今もございます。ただ、実際問題として、本人にしか予約できないというのが原則です。いろいろな事情があると思いますので、それはそのときそのときのご事情を窓口で聞いて対応しております。

以上です。

【委員長】

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、報告事項(11)、その他ですが、ご報告いただける方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

それでは、冒頭に申し上げました非公開及び一部非公開と決しました議案第26号から議案第29号、報告第2号及び報告事項(5)の審議に入ります。

はじめに、報告事項(5)について、社会教育課、ご報告をお願いします。

【社会教育課長】

報告事項(5)船橋市図書館指定管理者の募集要項の素案についてご説明します。

今回は、船橋市中央、東、北図書館の3館を一括して管理運営する指定管理者を募集 します。募集のための募集要項を現在作成中ですが、おおよその形ができましたので、 本日は素案ですが、説明させていただきたいと思います。

別冊資料2、「船橋市図書館指定管理者募集要項(素案)」をご覧ください。

表紙から2枚目に目次がございます。募集要項については、基本的には、本市がこれまでに行いました指定管理者の募集要項に記載されている事項を中心に、図書館という施設による内容を加えて作成しています。

目次の次のページにある募集要項一覧表をご覧ください。募集要項は、ここに記載の ある添付資料や申請書類から構成されており、これらは一体で募集要項になります。本 日は、これらの資料のうち、募集要項本体と添付資料1の業務仕様書をご用意しました。 その他の資料は、統計数値や物品一覧など、業務に必要な事項を説明した資料です。

それでは、要点を絞って説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

「1 総則」では、施設の設置目的や、船橋市図書館に関する計画、基本方針等を記載しています。詳細に当たりましては、これらの趣旨を踏まえた提案を求めてまいります。

4ページをご覧ください。「2 施設の概要」では、各図書館の施設の概要、めくっていただいて5ページの下のほう、「3 指定管理者が行う業務」では、条例第6条に

規定する業務を行うことを記載し、その詳細につきましては別添資料の業務仕様書によることとしております。

次に7ページをご覧ください。「4 施設の開館時間等」では、開館時間や休館日について記載しています。平成29年4月の指定管理者制度導入に合わせ、平日は夜8時まで開館時間を延長します。

続きまして8ページ、「5 指定期間」は平成29年4月1日から5年間としております。

8ページをご覧ください。「6 管理運営に関する経費等」から11ページの「7 リスク分担」までは、市と指定管理者がそれぞれ負担する経費やリスク分担などを記載 しています。

12ページからは、「8 その他管理運営にあたっての留意事項」を記載しています。 幾つかご紹介しますと、(3)図書資料の選定についてでは、指定管理者が収集する 図書館資料を選定した後、教育委員会、ここでの教育委員会とは直営の西図書館のこと になりますが、西図書館が内容の確認と最終的な決定を行い、予算の執行を行うことを 記載しております。

- (4) 図書館サービスの実施についてでは、レファレンスサービスや新しいサービスの実施を求めることを記載しています。
- 13ページをご覧ください。(5)職員体制についてでは、必要な人員の配置や必要な資格・能力を有する職員の配置について記載し、館長や館長代理については、常勤職員で司書資格を有し、公立図書館等での勤務経験5年以上の者を求めております。
- 14ページの(10)で、利用者からの要望や苦情等への対応について記載しております。対応に当たっては、報告と協議を義務づけています。
 - (12) では、職員体制の実施について記載しています。
- (14)では、利用者のニーズを把握するため、年1回以上の調査を求めているところです。

続きまして、ページ飛びまして16ページの「9 指定管理者募集に関する事項」では、募集のスケジュールや手続について記載しています。スケジュールでは、5月から募集要項の配布を開始し、10月上旬に指定管理者候補者を選定しまして、市議会の議決を経て、平成29年4月から指定管理者による管理を開始する予定です。

また、申請できるものとして、複数の法人等で構成されたグループ、いわゆる共同企業体からの申請も可能としています。

- 25ページの「10 指定管理者候補者の審査・選定等」につきましては、不開示事項を含む審議となりますので、後ほど説明させていただきます。
- 30ページをご覧ください。指定管理者選定後に、11にございますように、指定管理者と協定を締結します。
 - 31ページ、「12 業務の点検、評価等」についてでは、業務の点検、評価の方法

や、第三者による評価を行うことや、評価の公表などについて記載しています。

その後、「13 指定の取り消し等」、「14 業務の引き継ぎ」について記載し、 最後の34 ページに、問い合わせ先として社会教育課の住所等を記載しております。

業務仕様書は募集要項の後ろに掲載していますので、ご覧ください。

業務仕様書は、指定管理者に要求する業務の水準を示したものです。

表紙をめくり、目次をご覧ください。個々の説明は省略させていただきますが、目次 にございますような事項につきまして、募集要項より詳細な内容を記載しております。

以上、要点を絞ってご説明させていただきました。

なお、冒頭にもご説明したとおり、まだ素案ですので、今後も内容や文言等、必要な 修正を加え、募集要項(案)として作成し、選定委員会の審議を経まして、募集時は募 集要項として公開する予定です。

説明は以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ご報告いただきましたが、先ほどお話の中にありました25ページから35ページの5行目の上のところまでは除いた範囲でのご質問に限定させていただきます。

いかがでしょうか。

【石坂委員】

5月、日にちは入っておりませんが、募集要項配布ということになりますと、もう日 にちがないのですが、もし応募したいという方がいらした場合には、この募集要項と業 務仕様書をお渡しするのですか。

【社会教育課長】

冒頭にお話ししましたとおり、目次の次にある募集要項一覧、添付資料、これをあわせて、市のホームページからダウンロードできるような形にする予定です。

以上です。

【委員長】

石坂委員、よろしいですか。

【石坂委員】

その日程が5月の何日からか配布となっていますが、今、素案ということでお話しに なっていますけれども、今日直すところをこちらから申し上げないと間に合わない形で しょうか。

【委員長】

お願いします。

【社会教育課長】

ご意見があれば、また後ほどでもお伺いすることはできるのですが、やはり委員言われたように、何かご意見いただけるのであれば、早目にいただければありがたいなというふうに考えております。

あともう1点、日にちが迫っているのに、まだ素案とはどうかということなんですが、 実は添付書類が膨大になりますので、そちらはまだ間に合っておりません。一応、基本 の方針としては、まだ案で、文言等の変更もありますけれども、こういう方向で募集要 項の骨格はつくっていきたいなというふうに考えています。

以上です。

【生涯学習部長】

最終的には指定管理者選定委員会というのを設置します。今日は素案を説明して意見をいただくのですが、最終的には素案の「素」を取って案をつくって、第1回の選定委員会で示して、そこで要項、仕様書については決定していただく、そういった流れになります。第1回選定委員会は5月の上旬ころを予定していますので、教育委員会のほうで最終的に詰めていって、選定委員会に案を出していきたい、そういった流れです。ですから、先ほど課長が言ったとおり、もう少し時間はございます。

【委員長】

ほか、いかがでしょうか。

【鳥海委員】

貸し出しについて、どういう年齢の、どういう性別の方がどういう本を借りられているのかといった情報をパソコンで管理するとなると、かなり膨大なデータができ上がると思うのですが、この管理や、規則等が見当たらないのですけれども、どうなっていますか

申しますのは、恐らく、どういったことに市民が興味を持ち、問題意識を持って、あるいは、どういったことにほとんど関心がないとか、こういう年齢の方はこういったことに非常に関心を持たれているということは、市民の意識というものを知り得る、また市政として、こういったことに力を入れていかなければいけないという、声なき声を拾う、いい情報なのかなと思います。それを、教育はじめ市政に反映させていくというのは非常にすばらしいことだと思うのですけれども、その貴重なデータ、これは商業べー

スでも非常に貴重なデータで、欲しがる業種もたくさんあるかと思うのですが、集めた情報の管理、特に外の業者にやっていただくということであれば、今後の行政での活用などを含め、そういったことに対しての倫理規定に関して資料が見当たらないなと思っているのですが、何か見落としているところなどございますか。

【社会教育課長】

そのデータの管理につきましては、募集要項の14ページに船橋市の個人情報保護条例、情報公開条例に準拠することと書いてございます。

それから、そのデータの取り扱いにつきましては、指定管理者の業務外として、サーバー等の管理は直営でやっていきます。指定管理者には直接データベースを扱わせないように考えています。

情報の活用に関しては、今現在、個人の方の履歴はとっていないので、ご提案いただいたことを行うにはシステム改修等も必要となりますので、そこについてはまた検討させていただきたいなと考えております。

以上です。

【鳥海委員】

わかりました。

【委員長】

ほか、いかがでしょうか。

【佐藤委員長職務代理者】

私も勉強不足で、教えていただきたいのですけれども、図書館資料の選定・収集の関係で、新刊というのは何か規制がかかっていたりするのかどうかお伺いします。

【中央図書館長】

図書館に置いていない書籍は他館、他市の、あるいは県の図書館に置いてあるものについては、相互協力ということで、図書のやりとりをするのですけれども、その分については新刊の扱いというのは若干の制限がございます。それ以外のものについては、特に規制ということはないと思っています。

以上です。

【佐藤委員長職務代理者】

民間が管理者になった場合などは、新刊の取り扱いなどで食い違いが出てくるのかな と思いますし、我々はどちらかというと、民業圧迫をしないということも大前提になっ てくるとは思いますので、その辺の趣意というのは、正式には、この中には入れなくて よいというふうに考えてよろしいですか。後で、選定の中で協議をして決めるというこ とでいいのでしょうか。

【生涯学習部長】

そうですね。仕様書の12ページのフローチャートを見ていただければわかると思うのですが、選定の後、4館の担当者が集まって定期的に開催する資料収集担当者会議を経て、館長が確認して教育委員会、これは新西図書館になりますが、報告する一次選書、そして、新西図書館で内容を確認して二次選書を行って決定して、予算執行は教育委員会で行うということですので、新刊本も含めて、この資料収集担当者会議で4館の担当が集まって決定していくという形になりますが、そもそも資料収集方針や資料収集基準というものを持っていますので、それに沿った形の収集になります。

ですから、ベストセラー本などを公共図書館が購入することによる民業圧迫という懸念については、きちんとした資料収集基準を設けて、4館そろって担当者会議を開きますので、そういった中で選定していくという形が基本です。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

私から。一般論として、指定管理だと、だんだんルールが厳しくなってきて、だんだんがんじがらめになってきて、本当の指定管理者としての提案の部分というか、民間のよさの部分含めて、そうしたところがなくなってしまって、応募が増えていかないというようなことをよく聞くのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【生涯学習部長】

募集要項の31ページを見ていただきたいのですけれども、以前の定例会でもご報告いたしましたが、第三者評価委員会ということで、「12 業務の点検、評価等」、これを実施していきたいと思っています。その場合は、(1)業務の点検、評価ということで、指定管理者が作成した事業計画書、それをもとに年次協定書などを結ぶわけですが、提案された事業が安定的・継続的にちゃんと運営できるかどうか、そういったものを第三者の目を入れた評価ということで、(2)の第三者評価委員会において評価していきますので、場合によっては、(3)の改善指導・指示をしていく、そういったローリングの中で事業者が独自提案していた部分の履行も見ていく。その前に、指定管理者候補者を選定しますので、その中では書類審査があり、そこでしっかりと、仕様書の水準に基づいた実現可能性も見ていくという形になります。

【委員長】

なるほど。わかりました。 ほか、いかがでしょうか。

【生涯学習部長】

皆さんからのご意見をいつまでに、というお話がありましたが、来週になりますと、 文教委員会の説明、社会教育委員会議での説明もありますので、それも踏まえますと、 おおむね1週間くらいは大丈夫です。

ですから、1週間後というと、27日、28日くらいまでは大丈夫かなと思っています。

【委員長】

ありがとうございます。 よろしいでしょうか。

【石坂委員】

確認ですけれども、募集要項の33ページと仕様書の29ページ、指定期間、指定終了時の引き継ぎについて、この中の文言で、33ページのほうですと、(2)の「指定終了時の引き継ぎについて」とあって、指定期間が終了したときに、2行目、「業務に関し次期指定管理者又は教育委員会に引き継ぎを行うものとします。」とありますけれども、これは「又は」でいいのですか。「次期指定管理者と教育委員会」ではなくて「又は」でいいのかどうか確認したいのです。

そのあと、下のほうにもありますが、(3)の1行上にも「次期指定管理者又は教育委員会と十分な事務引き継ぎを行う」。「又は」だとどちらかということになってしまうかなと思いまして、確認です。

【生涯学習部長】

そうですね。次期指定管理者にも、教育委員会にも引き継ぎは当然必要でございますので、「又は」という表現では意味が通じないかもしれません。それは検討させていただきます。

【委員長】

よろしくお願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、これより非公開部分、25ページから30ページの下の5行目までの報告

に入りますので、傍聴人の方、ご退席をお願いいたします。

(傍聴人退場)

【委員長】

それでは、報告事項(5)について、社会教育課、続けて報告をお願いいたします。

報告事項(5)「船橋市図書館指定管理者の募集要項の素案について」は、社会教育 課長から報告があった。

【委員長】

続きまして、議決事項に入ります。

はじめに、議案第26号について、学務課、説明をお願いいたします。

議案第26号「船橋市学区審議会委員の任命について」は、学務課長から説明後審議 に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第27号について、社会教育課、説明をお願いいたします。

議案第27号「船橋市社会教育委員の委嘱について」は、社会教育課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第28号について、社会教育課、説明をお願いします。

議案第28号「船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、社会教育課長から 説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第2号について、中央図書館、報告をお願いいたします。

報告第2号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、中央図書館長から報告があった。

【委員長】

続きまして、議案第29号の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席をお願いします。

(関係職員以外退場)

【委員長】

それでは、議案第29号について、指導課、説明をお願いいたします。

議案第29号「平成28年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」 は、指導課長から説明後、審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

本日予定していました議案等の審議は終了しました。 これで教育委員会会議4月定例会を閉会します。 ありがとうございました。

午後 0時30分閉会